

## 津山市国際交流サポートネット設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、津山市国際交流サポートネット(以下「サポートネット」という。)を設置し、市の国際化推進事業への積極的な参画を希望する市民に登録を募り、ボランティアとしての活動を期待するもので、市民や関係団体、行政等多様な主体が連携、協働しながら市における国際化施策を推進していくことを目的とする。

### (サポートネットの種類)

第2条 サポートネットの種類は次に掲げるものとする。

#### (1) 滞在ネット

外国からの訪問者や留学生等が、日本の文化や生活習慣等に触れることを目的として宿泊等の滞在を希望する場合の受入れ

ア ホームステイ(1泊から1週間程度の宿泊を伴う場合)

イ ホームビジット(宿泊を伴わず、原則として食事は提供しない)

#### (2) 言語ネット

ア 本市及び市内の非営利団体や機関等が開催する、国際化推進事業等での通訳やガイドまたは情報誌や手紙等の翻訳

イ 外国語講師(教材等は登録者で用意することとする。)

#### (3) 日本語サポートネット

ア 津山日本語教室における市内および美作地域に居住する外国人の日本語学習支援(日本語教室見学後に登録をおこなうこととする。)

イ 市内の幼稚園や小中学校等に通う日本語学習を必要とする園児、児童もしくは生徒に対する日本語学習支援

#### (4) 文化交流ネット

ア 在住外国人や外国からの訪問者に対する、日本の伝統文化(書道、華道、茶道、武道、舞踊、料理等)や工芸、歴史等の紹介

イ 海外での生活経験や外国の地理、生活習慣、文化等の紹介

ウ 本市及び市内の非営利団体や機関等が開催する、国際化推進イベント等へのスタッフとしての参加

#### (5) 生活支援ネット

市内に居住する外国人の生活相談等の、直接もしくは電話による対応(直接相談にのる場合は、面会日時及び場所をあらかじめ市に届け出るものとする。)

### (活動の内容)

第3条 サポートネット登録者の活動する事業は次に掲げるものとする。

(1) 本市をはじめとする公的機関及び市内の非営利団体や機関等が開催または共催、後援もしくは関与するもの

(2) 利益を目的としない民間の国際化推進活動

(3) その他、協働推進室が適当と認めるもの

### (登録の要件)

第4条 サポートネットの登録要件は次に掲げるものとする。

(1) 国際化推進活動に熱意があり、ボランティア活動に理解がある個人。

(2) 満16歳以上の者で国籍は問わない。ただし、満18歳未満の場合は保護者の承諾を必要とする。

(3) 市が開催するボランティア活動に関する研修会等に参加できること。

(登録方法)

第5条 サポートネットへの登録を希望する者は、「国際交流サポートネット登録申込書(様式第1号)」を提出するものとする。

2 登録にあたっては、複数の分野に申し込むことができる。

3 前項の規定により、サポートネット登録が決定した者については、申し込み記載事項をもって登録者名簿に登録する。

(登録期間及び更新)

第6条 登録者の登録期間は2年とする。

2 前項の登録期間が満了した時は、「国際交流サポートネット登録申込書(様式第1号)」により、登録の更新をおこなうことができる。

(登録の取消)

第7条 登録者が、第4条に規定する要件を欠くこととなった場合、または辞退を申し出た場合は、当該登録を取り消すものとする。

(協力依頼の申込み等)

第8条 登録者によるサービスの提供を希望する者は、「国際交流サポートネット協力依頼申請書(様式第2号)」を提出し、申し込むものとする。

2 市は、前項の規定による申し込みを受理した場合は、その内容を審査し、登録者への協力依頼の可否を決定して結果を申し込み者に通知するものとする。

(登録者への協力依頼)

第9条 前条の規定により登録者への協力を依頼する場合、または市主催行事等において登録者の協力及び参加を必要とする場合は、登録者名簿から依頼内容等に基づいて最適な登録者を選び、紹介もしくは依頼するものとする。なお、市は紹介のみをおこなうもので、詳細な活動については依頼者と登録者の合意によっておこなうこととする。

(活動に要する費用)

第10条 活動に要する経費は、原則として登録者において負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録者がサービスの提供を受ける者から当該活動に要する経費の全部または一部を受領することを妨げない。

(保険)

第11条 登録者が当事業によって活動をおこなう場合はボランティア保険に加入するものとし、その費用は市が負担する。

(庶務)

第12条 この事業の庶務は、津山市地域振興部協働推進室において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。